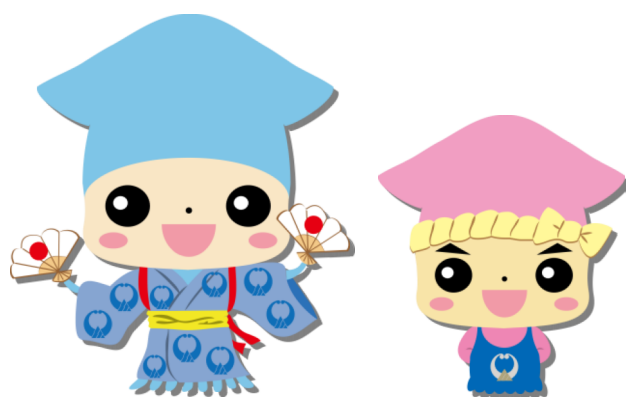




第3次 滑川市生涯いきいき  
**食育推進計画**



滑 川 市

# はじめに



「食育」は生きる上での基本であり、食育基本法では教育の三本の柱である知育・徳育・体育を支える基礎となるべきものとして位置付けられています。

また、「食」は、私たち人間が生きていくために欠かすことのできない命の源です。

しかしながら、食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進んでおり、エネルギーや食塩等の過剰摂取や、野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食欠食等といった不規則な食事などによる肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向といった健康問題を引き起こしたりしています。

このような中、市では平成28年6月に策定した「第2次滑川市生涯いきいき食育推進計画」に基づき、「《食》は生きる根源・生きる力を身につける食育推進」を基本理念に、乳幼児期、小学校低学年での指導に力を入れ、正しい食習慣が身につくように推進し、加えて、学校給食地場産食材使用率の向上に努めてまいりました。

その結果、学童期の共食率の向上や学校給食における地場産食材使用率の向上につながりました。しかし、一方で、乳幼児期のバランスのとれた朝食の実践者の低下やメタボリックシンドロームの増加といった課題がみられました。

これらのことから、さらに市民に食育が浸透し、具体的な実践につながるよう、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3次滑川市生涯いきいき食育推進計画」を策定いたしました。第2次計画の基本理念を引き継ぎ、食育を通じて『元気な子どもの育成』『健康で長生きできる人生』『地域の活性化』の3つを推進目標に掲げ、これまで成果のあった取組内容を継続して充実させるとともに、成人を対象とした食育推進やメタボリックシンドローム該当者の減少につながるような食支援の充実を図ります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました滑川市食育推進会議の皆様、各団体をはじめ、パブリックコメントを通じて貴重なご意見ご提言をいただきました市民の皆様やご尽力いただきました多くの方々に心よりお礼を申し上げます。

令和3年6月

滑川市長 上田 昌孝

# 目次

---

## 第1章 食育推進計画の概要

|   |               |    |   |
|---|---------------|----|---|
| 1 | 第2次計画の事業成果と課題 | .. | 1 |
| 2 | 計画策定の背景と趣旨    | .. | 4 |
| 3 | 基本理念と推進目標     | .. | 5 |
| 4 | 計画の位置付け       | .. | 6 |
| 5 | 計画の期間         | .. | 6 |

## 第2章 食をめぐる現状と課題

|   |                        |    |    |
|---|------------------------|----|----|
| 1 | 食に関する現状                | .. | 7  |
| 2 | ライフステージ別の食生活等における現状と課題 | .. | 8  |
| 3 | 各食育推進関係部署における現状と課題     | .. | 14 |

## 第3章 計画の基本的な考え方と方向性

|   |                       |    |    |
|---|-----------------------|----|----|
| 1 | 食育キーワード「なめりかわ」と市民行動目標 | .. | 22 |
| 2 | 滑川市生涯いきいき食育推進計画体系図    | .. | 23 |
| 3 | 第3次計画における推進目標         | .. | 24 |
| 4 | 基本的施策と具体的な取り組み        | .. | 26 |
| 5 | 食の安全・安心               | .. | 31 |
| 6 | 重点的に取り組む事業            | .. | 32 |
| 7 | 施策を推進するための指標          | .. | 34 |
| 8 | 食育推進関係者の役割            | .. | 36 |

## 第4章 計画の推進方法

|   |            |    |    |
|---|------------|----|----|
| ・ | 計画の進行管理・評価 | .. | 38 |
|---|------------|----|----|

## 第1章 食育推進計画の概要

### 1 第2次計画の事業成果と課題

平成28年6月に滑川市生涯いきいき食育推進計画を策定し「元気な子どもの育成（早寝・早起き・朝ごはん）」「健康で長生きできる人生（食生活の改善）」「地域の活性化（地産地消の推進）」の3つの推進目標を定め、その実現に向けて取り組む指標を掲げて活発に食育推進事業を展開してまいりました。

その結果、各推進目標の成果と未達成項目は以下のとおりとなっています。

【 目標達成…☆、好転傾向…★、成果不十分…× で標記 】

(1) 「元気な子どもの育成（早寝早起き朝ごはん）」

- × 主食・主菜・副菜（汁物）のそろったバランスのとれた食事の実践者が低下し、達成に至らなかった。
- ★ 朝食における米が主食の割合は学齢期以外で向上した。
- ★ 家庭における魚（加工品以外）の摂取回数が向上した。
- ☆ 家族全員で夕食を食べる小学生・中学生が増加し、目標を達成できた。

(2) 「健康で長生きできる人生（食生活の改善）」

- × メタボリックシンドロームの該当者割合の減少が進んでおらず、達成に至らなかった。
- ☆ 幼少期の食育推進の担い手となる食育指導者数（食育サポーター）は目標を達成できた。
- × 食生活改善推進員は減少し、達成には至らなかった。
- ☆ 食育指導者の自主活動回数は目標を達成できた。
- ☆ 家庭で食育を実践する人は、壮年期・高齢期で目標を達成できた。

(3) 「地域の活性化（地産地消の推進）」

- × 富山県産（滑川産）を意識して買い物する人の割合は向上しておらず、目標達成には至らなかった。
- ☆ 郷土料理の普及啓発事業は目標を達成できた。
- ☆ 学校給食地場産食材使用率は目標を達成できた。

以上のように第2次計画では、食育推進において重要な人材育成や幼児期から学童期における食育についての学びの機会の拡充、学校給食における県下第1位の地場産食材使用率等、大きな成果を得ることができました。

一方、成人を対象とした食育推進や取り組み行動の変化やメタボリックシンドローム該当者の減少など食を通じた健康増進の十分な成果を得るまでには至っていないため、第3次計画への継続した課題として掲げ、事業に取り組んでいく必要性があります。

## 第2次滑川市生涯いきいき食育推進計画の3つの推進項目における

### 目標指標実績推移

#### 1 元気な子どもの育成（早寝・早起き・朝ごはんと食習慣の充実）

| 具体的な目標値                          | 策定時<br>(27年度調査)         | 中間評価<br>(30年度)                          | 最終年度評価<br>(R2年度) | 目標値<br>(R2年度)             |
|----------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------|------------------|---------------------------|
| 主食・主菜・副菜(汁物)のそろったバランスのとれた食事内容の実践 |                         |                                         |                  |                           |
| 乳幼児期                             | 36%                     | 35% ↓                                   | 31% ↓            | 50%以上                     |
| 学齢期                              | 38%                     | 35% ↓                                   | 29% ↓            | 50%以上                     |
| 思春期                              | 45%                     | 40% ↓                                   | 27% ↓            | 50%以上                     |
| 朝食における米が主食の割合                    |                         |                                         |                  |                           |
| 乳幼児期                             | 63%                     | 58% ↓                                   | 61% ↓            | 70%以上                     |
| 学齢期                              | —                       | 56%                                     | 52% ↓            | 70%以上                     |
| 思春期                              | 48%                     | 59% ↑                                   | 63% ↑            | 70%以上                     |
| 家庭における魚(加工品以外)の摂食回数              |                         |                                         |                  |                           |
| 小学生                              | 加工食品含む<br>1～2日/週<br>37% | 加工食品除外<br>3日以上/週<br>32%<br>(1～2日/週 38%) | 44% ↑            | 加工食品除外<br>3日以上/週<br>50%以上 |
| 中学生                              | 1～2日/週<br>51%           | 3日以上/週<br>37%<br>(1～2日/週 50%)           | 49% ↑            | 3日以上/週<br>50%以上           |
| 家族全員で夕食を食べる割合                    |                         |                                         |                  |                           |
| 小学生                              | 45%                     | 48% ↑                                   | 61% ↑            | 60%以上                     |
| 中学生                              | 47%                     | 44% ↓                                   | 61% ↑            | 60%以上                     |

## 2 健康で長生きできる人生（食生活改善から健康寿命延伸）

| 具体的な目標値                                | 策定時<br>(27年度調査) | 中間評価<br>(30 年度) | 最終年度評価<br>(R2年度)  | 目標値<br>(R2 年度)  |
|----------------------------------------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| メタボリックシンドロームの該当者割合の減少(国保特定健診結果)        |                 |                 |                   |                 |
| 男性                                     | 29%             | 33%             | 34% ↓             | 26%             |
| 女性                                     | 12%             | 15%             | 15% ↓             | 11%             |
| 食育指導者の養成と主体的活動の展開                      |                 |                 |                   |                 |
| 食生活改善推進員会員数                            | 147 人           | 134 人 ↓         | 100 人 ↓           | 160 人           |
| なめりかわ食育インストラクター養成者数<br>(うち上級インストラクター数) | 81 人<br>(15 人)  | 101 人<br>(25 人) | 101 人 ↑<br>(25 人) | 100 人<br>(25 人) |
| 食生活改善推進員及び食育インストラクターの自主活動回数            |                 |                 |                   |                 |
| 食生活改善推進員                               | 2 回             | 6 回 ↑           | 7回 ↑              | 合計 10<br>回      |
| なめりかわ食育インストラクター                        | 0 回             | 1 回 ↑           | 7回 ↑              |                 |
| 家庭で食育実践する人の増加                          |                 |                 |                   |                 |
| 青年期                                    | 66%             | 67% ↑           | 58% ↓             | 70%以上           |
| 壮年期                                    | 66%             | 85%             | 75% ↑             | 70%以上           |
| 高齢期                                    | 89%             | 93% ↑           | 99% ↑             | 100%に近<br>づける   |

## 3 地域の活性化（食を通じた地域交流の促進）

| 具体的な目標値                                            | 策定時<br>(27年度調査) | 中間評価<br>(30 年度) | 最終年度評価<br>(R2年度) | 目標値<br>(R2 年度) |
|----------------------------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|----------------|
| 家庭における地産地消の推進                                      |                 |                 |                  |                |
| 富山県産(滑川産)を意識して買い物する<br>人の割合<br>(意識する、どちらかといえば意識する) | 41%             | 38% ↓           | 39% ↓            | 60%以上          |
| 郷土料理の伝承                                            |                 |                 |                  |                |
| キッズ料理教室開催回数                                        | 15 回            | 19 回 ↑          | 22 回 ↑           | 20 回           |
| 郷土料理の伝承普及啓発事業回数                                    | 17 回            | 22 回 ↑          | 30 回 ↑           | 30 回           |
| 学校給食地場産食材使用率の維持向上                                  |                 |                 |                  |                |
| 滑川産                                                | 50%             | 51% ↑           | 63% ↑            | 60%            |

## 2 計画策定の背景と趣旨

食育基本法では、食育は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」としています。特に子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培うために極めて重要であるとしています。

しかし、急速な経済発展に伴い、生活水準が向上するとともに、食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進んでいます。このような中、人々の意識の変化とともに、世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場合も増えています。

これが、エネルギーや食塩等の過剰摂取や、野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食欠食等といった不規則な食事等による肥満や、生活習慣病の増加、過度の痩身志向といった健康問題を引き起こしたりしています。

また、食についての情報が社会に氾濫しているため、食に関する正しい情報を適切に選別し、活用することがなかなか困難な状況にあり、食品の安全性に関わるさまざまな問題等も発生しています。

市民一人ひとりが、「食」に関する正しい知識を持ち、「何を」「どう食べるか」といった健全な食のあり方を学ぶことが求められています。

市では、「滑川市生涯いきいき食育推進計画」（平成 23 年度から平成 27 年度）及び「第 2 次滑川市生涯いきいき食育推進計画」（平成 28 年度から令和 2 年度）を策定し、食育施策を推進してきました。

社会情勢の変化や市の食育の現状、これまでの取り組みの評価を踏まえ、新たに取り組むべく課題に対応し、引き続き本市における食育に関する施策を総合的に推進するため、「第 3 次滑川市生涯いきいき食育推進計画」を策定します。



### 3 基本理念と推進目標

## 《食》は生きる根源・生きる力を身につける食育推進

滑川市では、食育を推進するにあたって基本理念のメインテーマを、《食》は生きる根源・生きる力を身につける食育推進と定め、その達成を図るため、7つの基本理念により食育を推進しています。

#### 基本理念

- (1) 生涯にわたる健全な食生活の実現
- (2) 自然の恩恵や人々の活動に対する感謝の念の醸成
- (3) 地域の特性に応じた食育推進活動の実施
- (4) 子どもたちに対する食への積極的な取り組み
- (5) 食に対する様々な体験活動の実践
- (6) 日本の食文化や地域性を生かした食生活への配慮と地産地消の推進
- (7) 食の安全性に関する情報提供

全ての市民や事業者がこの基本理念や役割を理解し、実践するための共通の目標を掲げて取り組む必要があります。市民にわかりやすく実践しやすい3つの推進目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

#### 3つの推進目標

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| (1) 元気な子どもの育成   | …早寝早起き朝ごはんと食習慣の充実 |
| (2) 健康で長生きできる人生 | …食生活改善からの健康寿命延伸   |
| (3) 地域の活性化      | …食を通じた地域交流の促進     |





## 4 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村計画であるとともに6次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）第41条に基づく地域の農産物の利用促進についての計画として位置付けるとともに、滑川市食育推進条例第7条に基づく計画として作成するものです。

なお、本計画は、第5次滑川市総合計画、その他本市の関連計画などと整合性を図りながら実施するものです。

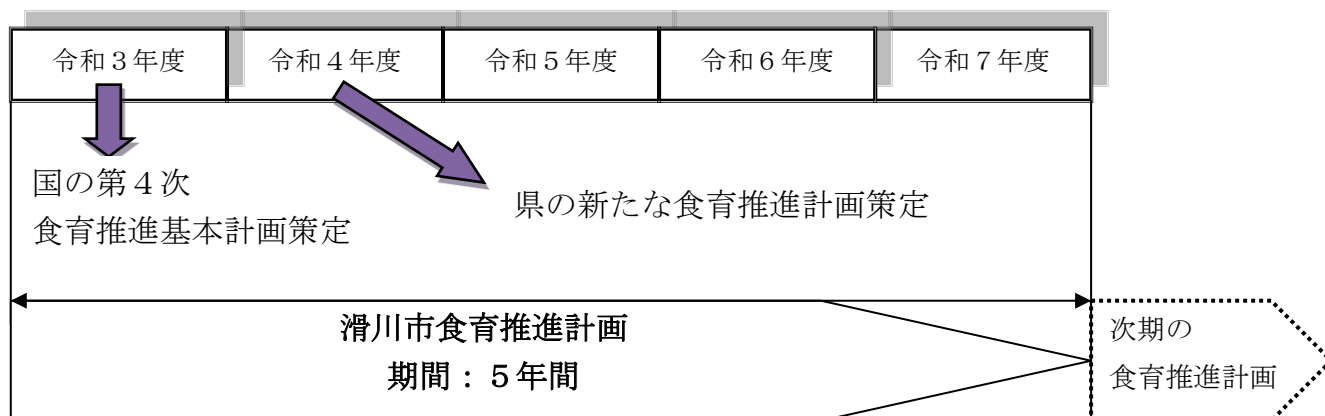
（関連計画）

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 食育基本法・第4次食育推進基本計画 | （令和3年度～令和7年度）  |
| 第3期富山県食育推進計画      | （平成29年度～令和3年度） |
| 滑川市子ども・子育て支援事業計画  | （令和2年度～令和6年度）  |
| 第5次滑川市総合計画前期基本計画  | （令和3年度～令和7年度）  |

## 5 計画の期間

令和3年度から令和7年度までを計画期間として定めます。

なお、本計画は毎年、計画の進捗状況を点検し、その過程で必要に応じて見直しも随時行うこととします。



## 第2章 食をめぐる現状と課題

### 1 食に関する現状

社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化により、次のような「食」に関する様々な問題が生じています。

- (1) 成人男性の肥満、若い女性の<sup>きうしん</sup>痩身
- (2) 生活習慣病の増加、高齢者の低栄養
- (3) 単独世帯や共働き世帯の増加による孤食増加
- (4) 食に関する情報の氾濫
- (5) 新たな日常やデジタル化による食の対応
- (6) 食の海外への依存や食糧問題
- (7) 食品ロスの増大

本計画では、このような食に関する課題について、生涯を通じて切れ間なく取り組みを行うことで、「将来にわたり健康でいきいきとした市民生活の実現に寄与する」（滑川市食育推進条例第1条）ことを目的としています。その実現のため、それぞれのライフステージに応じた課題を正しく理解し、市民一人ひとりの食育実践につなげるため、以下のライフステージの設定に基づき活発に事業を展開します。

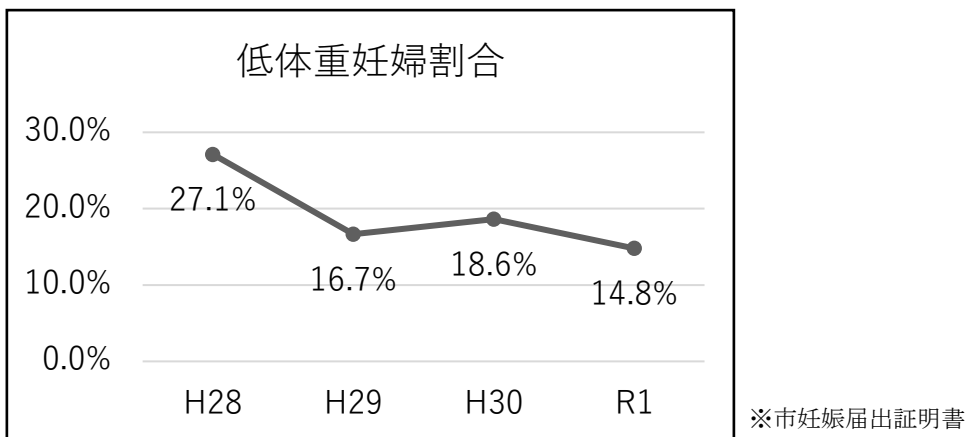
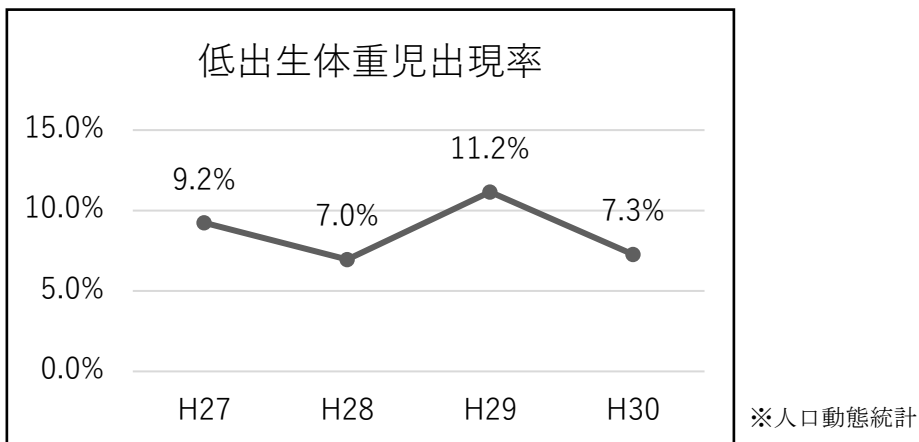
| ライフ<br>ス<br>テ<br>ー<br>ジ | 区 分     | 年齢の目安       |
|-------------------------|---------|-------------|
|                         | 妊娠期・授乳期 | 妊娠・授乳期間内    |
|                         | 乳 幼 児 期 | 0 ～ 5 歳     |
|                         | 学 齢 期   | 6 ～ 1 2 歳   |
|                         | 思 春 期   | 1 3 ～ 1 8 歳 |
|                         | 青 年 期   | 1 9 ～ 3 5 歳 |
|                         | 壮 年 期   | 3 6 ～ 6 4 歳 |
|                         | 高 齢 期   | 6 5 歳～      |

## 2 ライフステージ別の食生活等における現状と課題

### (1) 妊娠期・授乳期

若い女性、なかでも妊婦の極端な低体重は、低出生体重児の要因になるといわれており、低出生体重児は、将来、生活習慣病を発症しやすいことがわかっています。

妊産婦が安全に妊娠を継続し、健やかな子どもを出産するためには体重管理が重要です。市では平成 28 年度よりマタニティ応援手当申請時に、妊産婦の栄養指導に取り組んできました。



低出生体重児の出現は、横ばいであり、低体重妊婦出現率は 14.8% と低下傾向となっています。

## (2)乳 幼 児 期

### ◆乳幼児の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：令和2年6月から8月

対 象：1歳6か月児健診及び3歳児健診時保護者  
（1歳6か月児と3歳児合同集計）

子どもの朝食欠食や食事内容などが問題視されています。朝食の欠食は、かえって昼食・夕食の食事摂取量が多くなり、過食につながったり、栄養バランスが悪化することから、生活習慣病の発症を助長すると指摘されています。朝食を欠食する子どもは、「疲れる」「イライラする」等の不調を感じる割合が高いといわれていることから、子どものころから朝食をとる習慣づけをしていく必要があります。

滑川市において乳幼児期の朝食欠食率は低い水準を維持していますが、朝食内容については、「主食、主菜、副菜（汁物）がそろった栄養バランスのとれた朝食」が30%となっております。

主食については、「米を主食にしている」割合は、61%であり、米の主食離れがみられます。米は、一般に粒での摂食であるため、パンやめん類と比べゆっくり消化・吸収されます。そのため、パンやめん類より空腹感が少なく、腹持ちがよいといわれ、急激な血糖上昇を抑えてくれる働きがあります。

### ◆乳幼児の生活状況（アンケート調査より）

子どもの就寝時間は「21時～22時」が55%と1番多く、「22時以降」は11%となっています。幼児期の就寝時間の目安の21時までに就寝する子どもは、34%となっております。

## (3)学 齢 期（小学生）思 春 期（中学生・高校生）

### ◆学齢期の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：令和2年6月

対 象：市内7小学校2年生・5年生、市内2中学校2年生  
滑川高校2年生

朝食を欠食する割合は、年齢が高くなるほど欠食する割合は高くなります。小学生、中学生では、朝食を「食べない」と回答した者はいませんでした。高校

生では、8.7%となっています。朝食を食べない理由としては、「食べたくない」や「時間がない」があります。

朝食内容については、「主食、主菜、副菜（汁物）がそろった栄養バランスのとれた食事内容」は、学童期では29%となっています。また、思春期では28%であり、栄養バランスのとれた食事内容の減少がみられます。

今回の調査結果から、朝食習慣はできているが、朝食内容に課題があり、引き続き栄養バランスのとれた朝食の必要性やバランス整った時短朝食メニュー等の普及を保護者や児童・生徒の両方へ働きかける必要があります。

主食については、「米を主食にしている」割合は、学齢期では52%、思春期では63%となっています。

夕食の共食状況については、「家族そろって食べる」は、学齢期で61%、思春期においても61%と目標を達成しています。

家庭における魚の摂取状況について、学齢期で加工品以外の魚の摂取を週3日以上の割合は44%であり、思春期では49%となっています。ともに目標の50%には達していません。

#### ◆自分の食生活について

心身の健康のためには、適切な運動、バランスのとれた食事、十分な休養や睡眠が大切です。望ましい生活リズムを身につけ、将来にわたって継続することは、健康づくりの第一歩です。

小中学生の就寝時期は、年齢が高くなるにつれ遅くなっており、年齢が高くなるにつれて睡眠時間が少なくなっていると考えられます。

食育の実践度について、思春期（高校生）において自分なりに食育実践を「している」「ときどき実践している」は、51%となっています。

高校生の時期は、次のライフステージにおいて就職や進学などで親元を離れる機会が多くなり、食生活を含め自分の生活を自分自身で選択し、責任をもち、自立して過ごしていかなければならない時期を控えています。

次のライフステージを元気に健康で活動的に過ごせるよう、自立した食生活の実践につなげるための食育啓発を継続していくことが重要です。

## (4) 青年期

### ◆青年期の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：令和2年6月

対象：富山医療福祉専門学校学生（看護学科）

朝食欠食状況について、「朝食を必ず毎日食べる人」が78%となっています。「食べない人」は4%となっています。食べない理由として、「食べる時間がない」「つくる時間がない」があげられます。

朝食の内容では「主食、主菜、副菜（汁物）がそろった栄養バランスのとれた食事内容」が24%となっています。学齢期や思春期と同様に朝食欠食は減少傾向ですが朝食内容に課題が残る結果です。また、朝食において主食が米の割合は、58%となっています。

食育の実践度については、自分なりに食育実践を「している」「ときどき実践している」は58%となっています。

引き続き、食に関心を持てるような事業を展開し、この時期に多い、鉄分・カルシウム不足の是正を含めたバランスのとれた食生活の普及啓発を強化していく必要があります。

## (5) 壮年期

### ◆壮年期の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：令和2年6月

対象：市内事業所従業員及び市内小学校保護者

就労年代を対象にしたアンケートでは、全体では「毎日朝食を食べる人」は84%となっています。朝食を食べない理由としては「時間がない」が最も多く、次いで「食べる時間がない」があります。

また、朝食の内容では「主食+主菜+副菜（汁物）がそろった栄養バランスのとれた食事内容」が41.2%となっています。

### ◆壮年期の身体状況

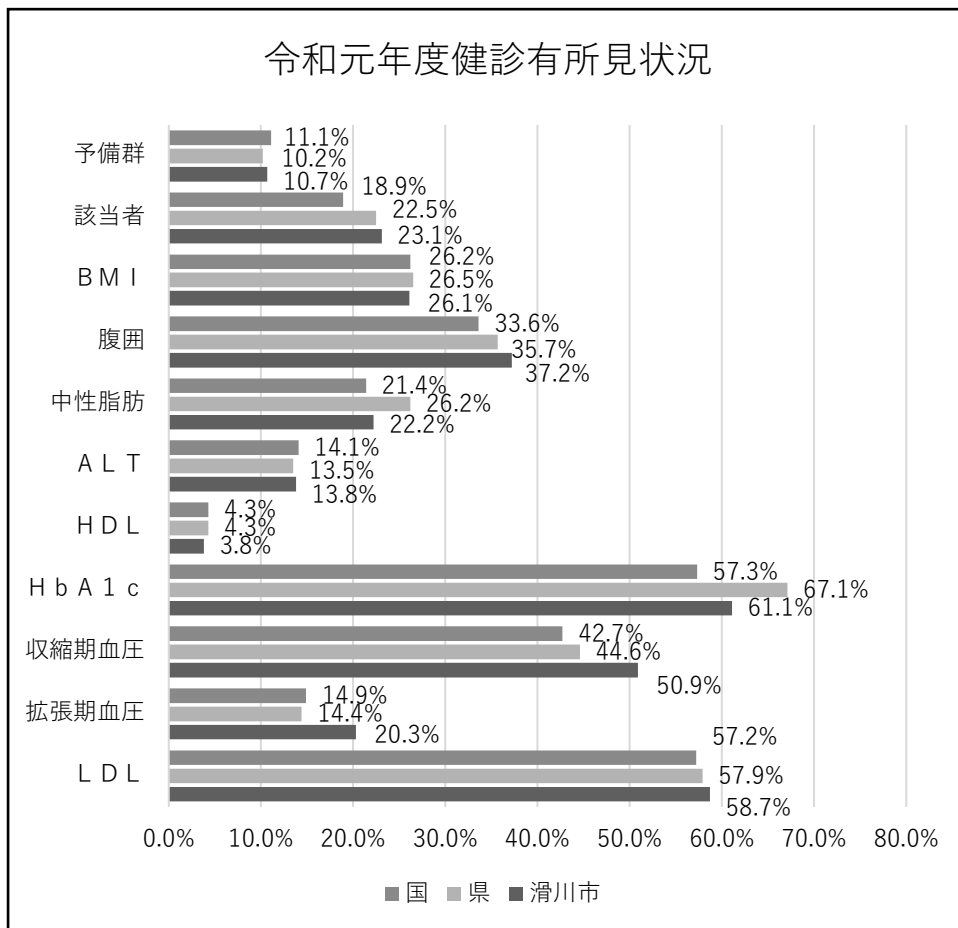
滑川市国民健康保険特定健康診査から滑川市は、メタボリックシンドローム該当者割合は、男性34%、女性15%であり、平成27年度調査の男性29%、女性12%より増加しております。

健診有所見状況をみると収縮期血圧、拡張期血圧ともに全国、富山県に比べて高くなっています。高血圧は、血管内皮が傷つき、動脈硬化を進め、微細な血管が集合している脳・心臓・腎臓に影響を及ぼします。

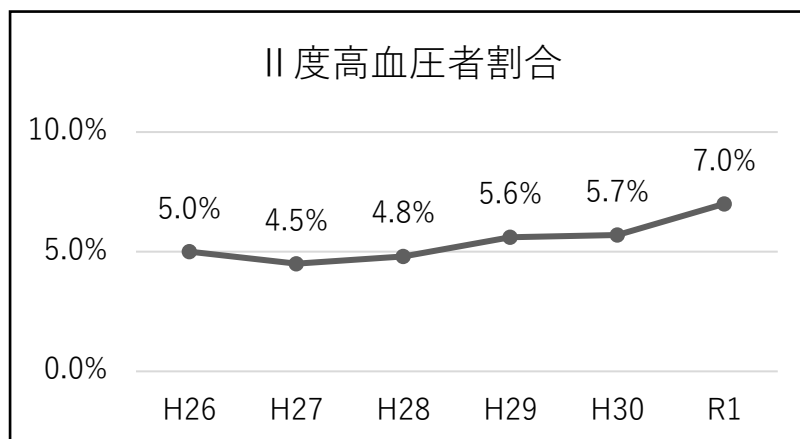
特に重症化しやすいⅡ度高血圧（160mmHg～179mmHgかつ/または100mmHg～109mmHg）

以上の割合は、7.0%であり、年々増加しています。

脳・心臓・腎臓を守るためにも、肥満や塩分、アルコール量の摂りすぎ等に関心することが重要です。



※令和元年度特定健康診査



※H26～R1年度特定健康診査



## (6)高 齢 期

### ◆高齢期の食生活（アンケート調査実施）

調査時期：令和2年6月から7月

対 象：介護予防事業参加者

朝食を「毎日必ず食べる」は99%であり、目標を達成しています。また「週に何日か食べない日がある」は1%となっています。朝食の内容では、「主食、主菜、副菜（汁物）がそろった栄養バランスのとれた食事内容」は82%であり、朝食の米が主食の割合は70%となっています。年齢が高くなるにつれて食事をきちんと摂り、主食も米食の割合が高く従来の日本型食生活を実践している人が多いことがわかります。

「自分にあった適量摂取が出来ていると思う人」は「思う」「だいたい思う」をあわせると97%となっています。

自分なりに食育実践をしていると「思う」「ときどき実践している」は99%となっています。高齢期の方は健康について真剣に考え、健康づくりの第一に食生活を挙げ、積極的に取り組んでいる実態が伺えます。

高齢期は病気ではないけれど、加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、虚弱となるフレイルがあります。フレイルになる要因として、サルコペニア<sup>1)</sup>やロコモティブシンドローム<sup>2)</sup>があげられ、サルコペニア肥満といわれる脂肪が多く筋肉が少ない状態が問題視されています。

滑川市において、令和元年度の健康診査結果より75歳以上の後期高齢者のBMI 18.5未満（低体重）は7.2%に対し、BMI25以上（肥満）は23.4%となっています。

健康な高齢期を過ごすためには自分にあった食事内容や量により、一日3食の食事を規則正しく摂る食生活が何よりも重要です。

生活習慣病予防とフレイル予防を兼ね合いながら、高齢期に即した内容の食育事業を通じて介護予防の普及啓発を行い、「元気で長生き」につなげることが望まれます。

1) サルコペニア 高齢になるに伴い、筋肉の量が減少していく現状

2) ロコモティブシンドローム 運動器（骨・関節・筋肉等）の障害のために要介護になっていたり、要介護になる危険の高い状態

### 3 各食育推進関係部署における現状と課題

#### (1) 保育所等、幼児に関わる機関の現状と課題

##### <現 状>

保育所・幼稚園等では市管理栄養士や食育サポーター等の指導のもと食育教室が開催されています。地元食材の調理等を通じて子どもたちに「食」に対する理解と関心を深めてもらうことを目的としており、年間開催数、参加人数ともに年々増加しています。

このうち保育所では、「食」への関心・興味を高めるために、野菜作りやいもほりを行っています。収穫した野菜は園での給食に使用し、収穫の喜びや嫌いなものでも食べようとする意欲につなげています。また、給食時に講師を招き、正しい箸の持ち方や食事マナーの指導を行ったり、キッズ料理教室などを通し、家庭での食育実践を促す活動を行っています。

子育て支援センターにおける食育教室は、離乳食指導を中心に行っており、市民健康センターでの離乳食講習を基に、実際の乳児の月齢に合わせた試食を交えての食育教室は、家庭での取り組みを促す機会となっています。

また、児童館では、ピザ窯を利用したピザ作り等アウトドアクッキングを開催しています。親子で挑戦し、「家族で食べることの大切さや楽しさを実感できる」仕掛けづくりを行っています。

##### <課 題>

箸の持ち方や食事マナーなど、家庭と連携して取り組みたい課題ですが、家庭ごとでの認識の違いがあり、配慮の必要があります。また、子どもの成長段階に応じた適切な食事内容や栄養バランス、調理方法や時短メニューなどについての知識や情報が不足していることが伺えるため、食育教室を通じて、子どもたちに食に対して関心を持ってもらい、今後家庭でもできる食育の取り組みを考えていく必要があります。

食育は、子育てと同様、母親のみがその役割を担うのではなく、父親も含めた家庭全体で取り組むべきものであることから、「家族ぐるみでの食育」や「家庭での食育定着」につながるよう、父親参加を意識した活動や工夫などが必要となっています。

## (2)学校給食及び学校の取り組みの現状と課題について

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を児童生徒に提供することにより、子どもの健康の保持増進、体位の向上を目的としています。また、食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において、給食の献立を生きた教材として活用するように努め、食育の推進を図っています。

### ①地場産物活用の推進について

地場産物を学校給食に積極的に活用し、食に関する指導の教材として用いることにより、次のような効果が期待されます。

- ア) 児童生徒がより身近に地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めることができます。
- イ) 食料の生産、流通等に携わる人々の努力をより身近に理解することができます。
- ウ) 地場産物の生産者や生産過程等を理解することにより、食べ物への感謝の気持ちをいただくことができます。
- エ) 顔が見え、話ができる生産者等から、新鮮で安全な食材を確保することができます。
- オ) 生産者等が学校給食をはじめとする学校教育に対する理解が深まり、学校と地域との連携・協力関係を構築することができます。

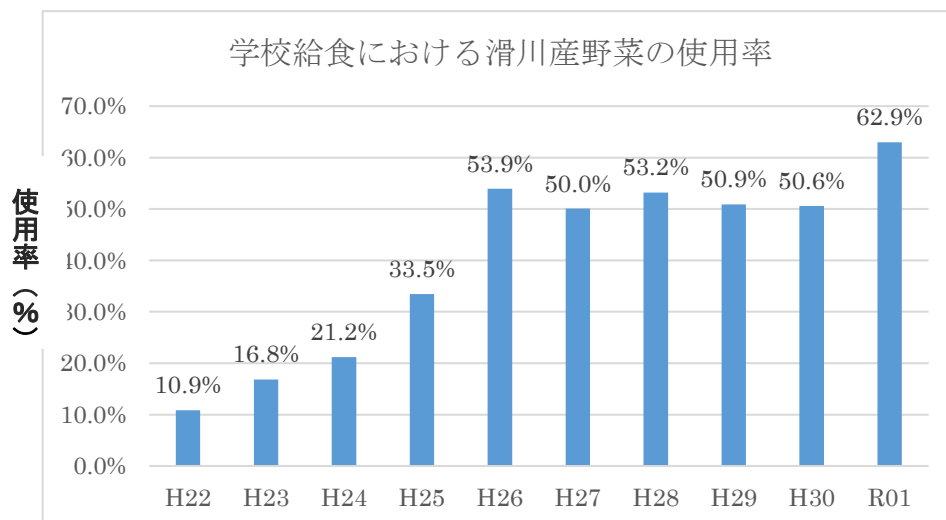
### <現 状>

共同調理場では、農業公社の野菜コーディネーターと綿密に連携を図りながら市内の農家や農業生産法人、滑川ひかる市運営協議会の会員などにご協力いただき、学校給食における滑川産野菜の活用促進に努めてきました。特に令和元年度からはJ Aアルプスの大型野菜保冷库を活用して、夏休み期間など野菜の長期保存に努めています。関係各位のご支援・ご協力の結果、学校給食における滑川産野菜の使用率は、平成22年度には10.9%でしたが、平成26年度以降は50.0%以上を継続しており、令和2年度は60%を超えています。

### <課 題>

学校給食においては、今後とも滑川産野菜の使用に努めていくこととしていますが、野菜の生産量が年間一定ではないため、関係機関による野菜の年間生産量の調整、野菜生産者の販売ルートの多重化、農業後継者の育成など検討していく課題があります。

また、地場産の魚については、全国的に有名なホタルイカを学校給食に活用していますが、それ以外の魚についても活用を検討していきます。



※地場産物は、滑川産の野菜と果物とし、重量比で算出している。

## ②残食率の改善について

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を通して、望ましい食習慣の形成を促す役割があります。献立作成にあたっては、魅力あるおいしい給食となるよう、常に食品の組み合わせや調理法等の改善を図るとともに、児童生徒の嗜好の偏りをなくするように配慮しています。

### <現 状>

学校給食において地場産野菜をたくさん使用して給食に対する関心を高めたり栄養教諭による食育指導や担任等による日々の給食指導の積み重ねなどにより食育を推進してきました。その結果、小学校における残食率は、平成22年度では平均3.3%でしたが、平成26年度以降は1.0%前後となっています。また、中学校の残食率も、平成22年度では平均3.3%でしたが、平成26年度以降は0.6%以下となっています。

### <課 題>

これまでの食育に関する様々な活動により、残食率が低下してきたと考えられることから、今後も引き続き地場産物を活用し、様々な場面で食育を推進していくことで、残食率が高くないように努めていくことが重要です。

## ③食物アレルギー対応食について

学校給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒が「食の大

切さ」、「食の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っています。食物アレルギーをもつ児童生徒が、他の児童生徒と同じように給食を楽しむことが重要です。

### <現 状>

共同調理場では、学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないためアレルギー対応給食を平成24年度から提供しアレルギーを含まない食材、除去食、代替食と順次拡大してきました。

また、アレルギーの原因食材を一切使用しない「みんなで食べられる給食」を実施し、各学期に1回、食物アレルギーを持つ児童生徒でも楽しくおいしく安全に食べられる給食を提供しています。

### <課 題>

対象アレルギーを順次拡大してきましたが、対象者の急激な増加やアレルギー対応食が年々複雑化しているため、対象アレルギーをこれ以上増加させることは調理スペースや調理時間に制限があることなどから難しくなっています。

学校給食における食物アレルギーの対応状況

|                     | H29 年度                                                      | H30 年度                                                      | R 1 年度                                                      | R 2 年度                                                     |
|---------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 児童生徒数               | 2,659 人                                                     | 2,584 人                                                     | 2,519 人                                                     | 2,475 人                                                    |
| 食物アレルギーを有する児童生徒数    | 46 人                                                        | 44 人                                                        | 50 人                                                        | 60 人                                                       |
| 食物アレルギーを有する割合       | 1.72%                                                       | 1.70%                                                       | 1.98%                                                       | 2.42%                                                      |
| 食物アレルギー食対応給食実施人数    | 39 人                                                        | 41 人                                                        | 47 人                                                        | 59 人                                                       |
| 対象アレルギー             | 除去食<br>代替食<br>・卵類<br>・ナッツ類<br>・牛乳・乳製品<br>・甲殻類<br>その他可能な限り実施 | 除去食<br>代替食<br>・卵類<br>・ナッツ類<br>・牛乳・乳製品<br>・甲殻類<br>その他可能な限り実施 | 除去食<br>代替食<br>・卵類<br>・ナッツ類<br>・牛乳・乳製品<br>・甲殻類<br>その他可能な限り実施 | 除去食<br>代替食<br>・卵類<br>・ナッツ類<br>・牛乳乳製品<br>・甲殻類<br>その他可能な限り実施 |
| アナフィラキシーの既往がある児童生徒数 | 7 人                                                         | 6 人                                                         | 8 人                                                         | 9 人                                                        |

#### ④朝食の摂取状況について

「早寝・早起き・朝ごはん」は、基本的な生活リズムの第一歩です。毎日元気に学校生活を送るためにも大切な生活習慣です。「早寝・早起き・朝ごはん」運動は、学校・家庭・地域が一体となって連携して取り組むことが大切です。

##### <現 状>

ほとんどの児童生徒は、朝食を食べてきていますが、小学校3%、中学校1.4%の児童生徒が朝食を食べてきていません。朝食を食べない理由として、「食べる時間がない」「食べたくない」が挙がっています。

小学校下学年には、「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さや赤黄緑のグループのそろった朝ごはんを食べることの重要性について、小学校高学年や中学生には、保健体育科、家庭科と連携して主食、主菜、副菜（汁物）のそろった朝ごはんを食べることの大切さを理解し、考えて食べることが実践できるよう指導をしています。また、保護者には、給食試食会や学校保健委員会で朝食の大切さや主食・主菜・副菜のそろった食事の重要性や簡単にできる朝食のレシピや時短方法について紹介しています。しかし、朝食に主食のみの児童生徒が多く、主食・主菜・副菜・汁物のそろった朝食を食べてきている児童生徒は、小学校18%、中学校29.8%と少ない状況です。

##### <課 題>

児童生徒が生活リズムを見直し「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化をしていく指導を継続的に行っていく必要があります。

家庭と連携し、児童生徒が学校で学んだことを家庭で実践できるような取組や現在の食生活を親子で振り返りながら、よりよい食生活への実践につなげる取組を行っていく必要があります。

充実した朝食になるよう、いつもの朝食をステップアップさせる方法や、家庭で手軽に作ることができる「簡単朝ごはんレシピ」等の啓発を家庭や地域に行っていく必要があります。

#### ⑤食に関する指導計画の推進

児童生徒が正しい食事のとり方や望ましい食習慣を身に付けること等により、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、文部科学省では、学習指導要領の改訂を受けて、平成31年3月に「食に関する指導の手引」を改訂し、  
1. 食生活に対する正しい知識の習得 2. 食に関する自己管理能力の育成 3. 正しい食習慣の形成を目的として食育を推進しています。

## <現 状>

これまで、栄養教諭が市内小中学校を巡回し、給食をつくる過程や地場産食材や活用した献立に関する資料を自作して授業を行ったり、中学校の食育科学部への指導を実施したりして、児童生徒の食に対する興味関心や意識を高めてきました。

小中学校では、各学校の児童生徒や家庭・地域の実態を捉え、学校の「食に関する指導の目標」に基づき、学年発達に応じた目標を設定して「食に関する指導計画」を作成しました。全体計画（年間計画）には、食に関連した各教科の単元を位置付けました。例えば、社会科で農家の野菜栽培や出荷の様子を見学したり、総合的な学習の時間に米づくりに取り組んだりするなど、食に関する体験的な活動が計画的に行われてきました。

規則正しい生活習慣の定着を目的に、「早寝、早起き、朝ごはん」運動を小中一貫で取り組んだことにより、欠食率の減少などの成果をあげています。

## <課 題>

学校の教育活動全体で食育に取り組むことができるよう、共同調理場、小中学校、学校給食研究会、教育センターがチームとなって、食育の全体計画を立案し、実践を通して全体計画を改善していくPDCAサイクルを確立する必要があります。

食育の全体計画に「どの教科で、いつ、どのように食に関する指導を行うのか」を明示したり、食に関する体験的な活動を積極的に導入したり、各教科や科学の時間、学校行事を横断的・総合的に関連付けて単元を構成したりすることで、食に関する指導の充実を図ることができると考えます。

食生活に関する正しい知識を習得するために、生産者や食品関係の仕事の従事者、食に関する専門家等を外部講師として招聘して、出前授業や実習などを行うことが考えられます。

正しい食習慣の形成を目指して、小中学校を通して一貫した実践を継続的に取り組んだり、食に関する自己管理能力を高めるために、学校で食育について学んだことを家庭でも生かすための連携の在り方や方策について考えたりしていく必要があります。

## (3)社会教育（地域）における現状と課題について

### <現 状>

地域の公民館活動では、郷土料理をテーマにした料理教室等が開催されています。

郷土料理は、地元の食材を使った家庭料理です。滑川の豊かな土壌で育った野菜や富山湾の新鮮な魚介類を活かした数々の郷土料理が生まれ、食べられてきました。そして歴史や文化、あるいは食生活とともに受け継がれており、少子高齢化、核家族化



が進む現代において、昔ながらの滑川の食文化を守るために、次世代へ郷土料理を伝承していくことはとても重要です。

また、地元の食材を使う郷土料理は、環境問題の視点からも、消費者と生産者の食材輸送距離が短いため、エネルギー消費が少ないという利点があります。

今後も地域において郷土料理教室が開催され、料理教室が郷土料理を学ぶ機会となり、世代間交流や地域への関心につながり、交流の場となっていくことが期待されています。

#### <課 題>

郷土料理の伝承のため、各小学校PTAや各町内の児童クラブとも連携し、地域における親子で参加する郷土料理教室の開催を拡大していくことが重要です。

### (4)農業関係（地産地消等）の取り組みの現状と課題について

#### <現 状>

滑川市内の朝市・直売所等では、生産者が新鮮な地場産野菜を販売しています。市では、これら朝市・直売所等を「滑川市地産地消推進の店・団体」として認定し、その活動をPRしています。

また、学校給食への滑川産野菜等の食材の供給を支援することにより、生産力の向上を図っています。

食育体験については、子どもと地域住民と一緒に農作業を体験する講座や、郷土料理等の調理を体験する講座を実施し、地場産野菜への関心と理解を深める機会を提供しています。

#### <課 題>

よりいっそう地場産野菜の消費を拡大するため、市広報やホームページ等で、朝市・直売所等をPRしていくことが必要となっています。

### (5)水産関係の取り組みの現状と課題について

#### <現 状>

滑川漁業協同組合女性部が中心となり、市内の小学生や高校生等を対象に「ホタルイカ料理教室」や「魚のさばき方教室」を実施し、魚食の普及に努めています。

また、滑川高校海洋科において、主に地元で水揚げされたベニズワイガニなどを使用した缶詰を製造し、各種イベント等で販売しており、地産地消の推進に貢献するものとなっています。



### ＜課 題＞

食生活等に関するアンケート結果によると、家庭における若年齢層の魚の摂食状況では、週に3日以上魚を食べる割合が半数を下回っています。

主に若年齢層やその保護者を対象に、引き続き魚の料理教室の実施や、幼児を対象とした稚魚の放流事業等を通じ、魚食への関心を高めてもらう普及活動を行っていく必要があります。

## (6)健康づくりにおける取り組みの現状と課題について

### ＜現 状＞

健康寿命の延伸や医療費削減のためには、生活習慣病の発症・重症化予防が重要です。市では、メタボリックシンドロームが課題となっており、特定健康診査の結果のメタボリックシンドローム該当者割合は、年々は増加しています。

### ＜課 題＞

メタボリックシンドロームを予防するには、食生活・身体活動・運動の改善に関する情報提供や行動変容につながるような支援が必要です。

各ライフステージに応じて個々に見合った食事量についての知識を習得し日々実践することで生活習慣病を適正に管理することで、健康寿命延伸につながるため、引き続き正しい食習慣の普及啓発や健診事後指導の機会を通じて、バランスのとれた食事内容の実践に向けての取り組みが必要です。

今後は、個別栄養相談の強化や訪問を徹底するとともに、ポピュレーションアプローチ<sup>3)</sup>として、食生活改善推進員による適塩バランス食の呼びかけをより多くの市民へ普及啓発し成果につながるような事業推進が重要です。

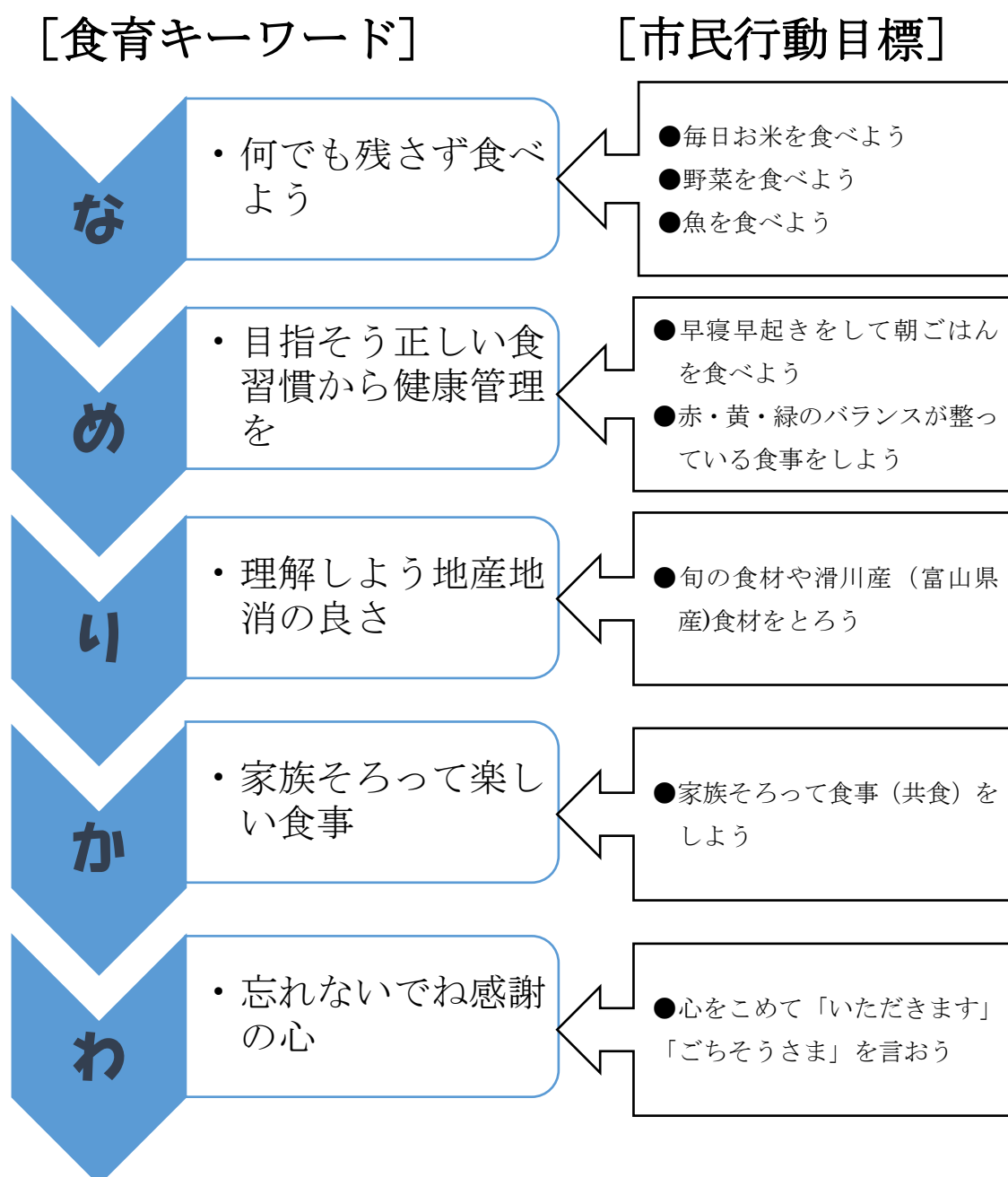
また、メタボリックシンドローム該当者割合の減少に向け、就労層への食からの健康増進事業の展開について、職域保健との連携を強化していくことも必要です。壮年期を健康に過ごし、元気な高齢期を迎えるための生涯を通じた食育活動が健康寿命延伸の一助となり、その結果として医療費適正化の実現へもつながるものと考えられます。

3) ポピュレーションアプローチ 健康状態や生活環境にかかわらず全員に対してアプローチすることで少しずつリスクを軽減させ、全体をよい方向にシフトさせていくこと。

## 第3章 計画の基本的な考え方と方向性

### 1 食育キーワード「なめりかわ」と市民行動目標

第3次計画でも引き続き、市民一人ひとりの食育実践がより拡大し定着することを目標に食育キーワードと市民行動目標とします。



## 2 滑川市生涯いきいき食育推進計画体系図

食育キーワードは

# なめりかわ

### 基本理念

#### 《食》は生きる根源・生きる力を身につける食育推進

- ①生涯にわたる健全な食生活の実現
- ②自然の恩恵や人々の活動に対する感謝の念の醸成
- ③地域の特性に応じた食育推進活動の実施
- ④子どもたちに対する食への積極的な取り組み
- ⑤食に対する様々な体験活動の実践
- ⑥日本の食文化や地域性を生かした食生活への配慮と地産地消の推進
- ⑦食の安全性に関する情報提供

市民：協働

#### ★市民行動目標（めざす食育）★

**な**

何でも残さず  
食べよう

- ★毎日お米を食べよう
- ★野菜を食べよう
- ★魚を食べよう

**め**

目指そう正しい  
食習慣から健康管理を

- ★早寝早起きをして  
朝ごはんを食べよう

**り**

理解しよう  
地産地消の良さ

- ★旬の食材や滑川産  
（富山県産）食材を  
とろう

**か**

家族そろって  
楽しい食事

- ★家族そろって食事  
（共食）をしよう

**わ**

忘れないでね  
感謝の心

- ★心をこめて  
「いただきます」  
「ごちそうさま」  
を言おう

地産地消

行政：市民を支援

#### 3つの推進目標

- ①元気な子どもの育成
- ②健康で長生きできる人生
- ③地域の活性化

#### 基本方針7つの施策

- ①家庭における食育の推進
- ②保育所、幼稚園、学校等における食育の推進
- ③地域、職域等における食育の推進
- ④生産者と消費者との交流の促進
- ⑤地産地消の推進
- ⑥食文化の継承のための支援
- ⑦食育の推進に関する普及啓発

### 3 第3次計画における推進目標

#### (1)元気な子どもの育成（早寝早起き朝ごはんと食習慣の充実）

健康で楽しく暮らしていくためには、子どもの段階から正しい食習慣を形成していくことが重要です。アンケートでは、朝食欠食率は低い水準を維持していますが、朝食内容については、バランス（主食・主菜・副菜）のとれた食事は低い結果でした。

引き続き、個々に必要な食事量の周知、家庭への朝食欠食予防へ呼びかけ強化し、紙媒体の普及啓発だけではなく、電子媒体での啓発に取り組みます。

また、朝食内容の充実を図るため、簡単に作ることができる朝食レシピの提供等を家庭や地域へ向けて行っていきます。

#### (2)健康で長生きできる人生（食生活改善からの健康寿命延伸）

健康寿命の延伸や医療費の削減のためには、生活習慣病の発症・重症化予防は重要な課題です。特に生活習慣病のリスクが高くなるメタボリックシンドローム予防は必須です。メタボリックシンドロームを予防するためには食生活・身体活動・運動の改善に関する対策を推進していく必要があります。

これまで当市では、特定保健指導や糖尿病予防教室、運動教室をはじめ食生活の改善につながるような指導を実施していますが、年々メタボリックシンドローム該当者（国民健康保険加入者）は増加傾向にあります。

今後は、特に壮年層の健康意識を上げるために、就労層への取り組みを強化します。また、市民一人ひとりの生活習慣の改善が何よりも大切なことであり、ライフステージに応じて自分や家族に見合った食事量を知り、栄養バランスのとれた食生活を実践できるよう支援していきます。

#### (3)地域の活性化（食を通じた地域交流の促進）

学校給食への滑川産野菜などの食材の供給を支援することにより、生産力の向上を図っており、給食における地場産食材使用率は目標値である 60%を超えています。地域においては、滑川市の朝市・直売所等のPRをしていますが、年々朝市の利用者は減少傾向です。PR 方法の見直し、地元産の食材への理解を深め、利用促進を図るための働きかけを推進します。

また、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、受け継がれていた伝統や文化を継承されていない現状から、優れた伝統的な食文化が十分に継承されるよう

取り組みを推進します。

さらに、生産者を始めとして多くの関係者により食が支えられていることを理解していく中で、感謝の念を深め、食品ロスの削減等、環境にも配慮した食育を推進していきます。

## 4 基本的施策と具体的な取り組み

重点課題を推進するにあたり、滑川市食育推進条例における基本的施策の7つの項目に沿って、食育の推進内容を定め、その目的や担当部署を明確にし各ライフステージの食育が切れ目なく推進できるよう取り組んでいきます。

### (1) 家庭における食育の推進

食に関する情報や知識、伝統や文化は、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、受け継がれてきました。しかし、生活環境の変化や生活習慣の多様化と合わせて食に対する意識の希薄化がすすみ、家庭における食に関する作法や望ましい食生活の実践等については、不十分であると言われています。

また、健康寿命の延伸の観点から家庭における日々の食生活を見直すとともに生涯にわたり生活習慣病の予防や改善にも努めていくため、次世代に伝える食育の推進がこれまで以上に重要になっています。

これらのことを踏まえて、家庭において食育に関する理解がさらに深まるよう、以下の取り組みを推進します。

| 食育推進内容       | 事業目的                                       | 事業内容・現状(令和元年度)                     | 令和7年度目標                | 担当課       | ライフステージ      |
|--------------|--------------------------------------------|------------------------------------|------------------------|-----------|--------------|
| バランスのとれた朝食摂取 | 給食だよりを通じて「早寝・早起・朝ごはん」を積極的に推進               | 給食だより 11 回<br>試食会8回                | 継続実施                   | 学務課       | 乳幼児期<br>～思春期 |
|              |                                            | 給食だより 12 回                         | 継続実施                   | 子ども課      |              |
|              |                                            | 新) 令和3年度以降スタート<br>クックパッドでの朝食メニュー提供 | 合計 60<br>品以上の<br>レシピ提供 | 健康センター    | 乳幼児期<br>～高齢期 |
| 個々に応じた食生活支援  | 乳幼児健診や相談事業の場を利用し、一人ひとりの健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実 | 離乳食講習会 3 回/年                       | 4回/年で<br>継続実施          | 子育て支援センター | 妊娠期～<br>思春期  |
|              |                                            | 乳幼児健診等での<br>個別相談 12 回 107 人        | 継続実施                   | 健康センター    |              |
|              |                                            | スポーツ栄養講座 2回 225<br>人               | 継続実施                   |           |              |
|              |                                            | マタニティー応援事業での<br>栄養相談 225 人         | 継続実施                   |           |              |

| 食育推進内容            | 事業目的                               | 事業内容・現状(令和元年度)           | 令和7年度目標 | 担当課    | ライフステージ |
|-------------------|------------------------------------|--------------------------|---------|--------|---------|
| 家庭の味や食文化の伝承と共食の増加 | 乳幼児健診や試食会等を通じて家族や仲間と楽しく食事をする大切さを啓発 | 乳幼児健診等での個別相談<br>36回 522人 | 継続実施    | 健康センター | 乳児期～学童期 |
|                   |                                    | 試食会 8回                   | 継続実施    | 学務課    |         |

※  部分は、重点（新規）事業

## (2) 保育所・幼稚園・学校等における食育の推進

社会状況の変化に伴って、子どもたちの食の乱れはさらに問題になっています。学校や保育所等での集団生活の中で、食について多くの仲間とともに学ぶことは、心身の成長や人格形成に大きな影響を与え、生涯にわたって健全な食生活を実践する基礎になります。また、子どもへの食育は家庭への良き波及効果をもたらすことが期待できることから、家庭や地域と連携を深めつつ、十分な食育がなされるよう、以下の取り組みを推進します。

| 食育推進内容            | 事業目的                               | 事業内容・現状(令和元年度)                                    | 令和7年度目標 | 担当課    | ライフステージ  |
|-------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------|---------|--------|----------|
| 食育指導の充実・均一化の促進    | 食育の学びの機会の充実・体制整備                   | 食育実践活動 33回 715人<br>食育むし菌予防教室 7回<br>399人           | 継続実施    | 健康センター | 乳幼児期～学齢期 |
| 栄養教諭による食に関する指導の充実 | 栄養教諭による食育指導が計画的に実施されるよう調整          | 食育指導 授業時間 53時間<br>給食時間 97回                        | 継続実施    | 学務課    | 乳幼児期～学齢期 |
| 体験型食育活動の充実        | 調理体験を通じて食への興味関心を深め、必要な栄養を選択できる力を養う | キッズ料理教室 17回 212人<br>食育クラブ 2回 76人                  | 継続実施    | 健康センター |          |
|                   |                                    | 親子サークル 9回 360人<br>食育イベント 12回 409人<br>特別企画 7回 195人 | 継続実施    | 児童館    |          |
|                   |                                    | 地産地消推進事業<br>24回 延べ1,198人                          | 継続実施    | 農林課    |          |

### (3)地域・職域等における食育の推進

生涯にわたって、心身共に健康で生き生きと暮らしていくためには、ライフステージに応じた一貫性、継続性のある食育を推進することが求められます。

そのためには、地域の関係者の協力を得ながら、社会全体で健康づくりや食育を推進することが必要です。広く食育についての情報を周知し、関係機関、団体の協力を得ながら連携した取り組みを行います。

| 食育推進内容                   | 事業目的                                                                   | 事業内容・現状(令和元年度)                | 令和7年度<br>目標 | 担当課        | ライフ<br>ステージ |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------|------------|-------------|
| 健康寿命延伸<br>につながる食<br>育の推進 | 市内企業を対象<br>とした食育講座<br>や成人の健診事<br>後指導の場を利用し、健康状態に<br>応じた栄養や運<br>動の指導の充実 | 新)令和3年度以降スタート<br>職域への出前講座     | 継続実施        | 健康セ<br>ンター | 壮年期<br>～高齢期 |
|                          |                                                                        | 特定保健指導<br>(指導率 48.7%)         | 指導率 50%     |            |             |
|                          |                                                                        | 食生活改善推進員による<br>伝達講習会 13回 257人 | 継続実施        |            |             |
|                          |                                                                        | 重症化予防保健指導<br>45回 47人          | 継続実施        |            |             |
|                          | スーパー等で減<br>塩ポスターを設<br>置し情報を提供<br>する                                    | 新)令和3年度以降スタート<br>減塩推進事業       | 通年実施        |            |             |
| 青年期におけ<br>る食育の推進         | 自らの食生活改<br>善等に取り組ん<br>でいけるよう、効<br>果的な情報提供<br>を実施                       | 若者世代の食育講座<br>2回 49人           | 継続実施        | 健康セ<br>ンター | 青年期         |



#### (4)生産者と消費者との交流の促進

生産者と消費者との交流の促進により、両者の信頼関係の構築を支援し、消費者が生産者に対する感謝の念や理解を深めつつ以下の事業に取り組みます。

| 食育推進内容                 | 事業目的                                                        | 事業内容・現状(令和元年度)                                           | 令和7年度<br>目標 | 担当課       | ライフ<br>ステージ |
|------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------|-----------|-------------|
| 地場産品活用<br>や体験活動の<br>推進 | 地元食材<br>に対する理<br>解と利用の<br>促進<br>安全な食<br>品を選択で<br>きる知識普<br>及 | 市民農園事業 6件<br>農業者等研修支援事業 5回 118 人<br>体験農園の開設 32 件         | 継続実施        | 農林課       | 幼児期<br>～高齢期 |
|                        |                                                             | 野菜作り講習会 1回 50 人                                          | 継続実施        |           |             |
|                        |                                                             | 生産者との交流会給食会 9回                                           | 継続実施        | 学務課       |             |
|                        |                                                             | ディスカバー滑川ふれあい事業<br>1回 31 人                                | 継続実施        | 生涯学<br>習課 |             |
|                        |                                                             | 魚のさばき方教室 1回 21 人<br>ほたるいか料理教室 1回 17 人<br>稚魚放流体験 2回 102 人 | 継続実施        | 商工水<br>産課 |             |
| 直売所・インシ<br>ョップへの支援     | 地場産食<br>品の消費<br>促進への<br>支援                                  | 直売所 PR                                                   | 継続実施        | 農林課       | 学齢期<br>～高齢期 |
| 地場産品活用<br>の推進          | 地元食材<br>に対する理<br>解と利用の<br>推進                                | 一品料理コンテスト 応募数 749 件                                      | 継続実施        |           |             |

#### (5)地産地消の推進

市内で生産された安全かつ安心な農産物が学校給食に利用されるよう促進するとともに、市民にも積極的に消費されるよう農産物の生産力向上と流通・販売を以下のとおり取り組みます。

| 食育推進内容                | 事業目的                          | 事業内容・現状(令和元年度)                                                                                   | 令和7年度<br>目標 | 担当課 | ライフ<br>ステージ |
|-----------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 給食での地元<br>食材の利用促<br>進 | 地場産品の学校<br>給食への使用拡<br>大       | 給食 滑川産野菜使用率<br>63%                                                                               | 65%         | 学務課 | 幼児期<br>～思春期 |
| 学校給食野菜<br>栽培事業の推<br>進 | 学校給食におけ<br>る地場産品使用<br>率の維持・向上 | キラリ農業ひかる塾の開設<br>学校給食に 5.5 トン提供<br>農業体験学習の実施<br>学校給食に 2.2 トン提供<br>元氣ふれあい学校給食づくり<br>事業 57 品目 50 トン | 継続実施        | 農林課 | 幼児期<br>～思春期 |

## (6)食文化の継承のための支援

地域の特色ある伝統的な食文化の伝承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう関係機関・団体と連携して推進します。

| 食育推進内容                                | 事業目的                                             | 事業内容・現状(令和元年度)           | 令和7年度<br>目標 | 担当課             | ライフ<br>ステージ |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------|-------------|-----------------|-------------|
| 食品ロスに関<br>する理解の促<br>進                 | 食品廃棄の減少<br>につながる調理<br>方法の普及                      | ボランティア団体への研修会<br>1回 55 人 | 継続実施        | 健康セ<br>ンター      | 幼児期<br>～高齢期 |
| 郷土食や伝統<br>食材の理解、<br>継承                | 地元食材を積極<br>的に取り入れると<br>ともに、地域の伝<br>統的な食文化を<br>継承 | 公民館等での食育教室<br>5回 87 人    | 継続実施        | 生涯学<br>習課       |             |
| 郷土について<br>理解を深める<br>ため、郷土食、<br>行事食の提供 |                                                  | 地区食育講座 5回 161 人          | 継続実施        | 健康セ<br>ンター      |             |
|                                       |                                                  | 学校給食 3回<br>保育所給食 4回      | 継続実施        | 学務課<br>子ども<br>課 |             |

## (7)食育の推進に関する普及啓発

効果的な食育推進を図るため、関係者相互の意見交換等により、ネットワークを強化すると共に市民自らの食育実践につながるよう情報提供や発信を通じ、食育の普及啓発に努めます。

| 食育推進内容            | 事業目的                                                   | 事業内容・現状(令和元年度)  | 令和7年度<br>目標 | 担当課        | ライフ<br>ステージ |
|-------------------|--------------------------------------------------------|-----------------|-------------|------------|-------------|
| ネットワークの<br>強化     | 食育関係者の<br>意見交換                                         | 滑川市食育推進会議の運営    | 継続実施        | 健康セ<br>ンター | 妊娠期<br>～高齢期 |
| 食育実践につな<br>がる情報発信 | によりネットワ<br>ークを強化                                       | 市広報「食育コーナー」     | 継続実施        |            |             |
|                   | し、食育実践<br>につながるよ<br>う情報提供や<br>発信を通じ食<br>育の普及啓<br>発を図る。 | 市ホームページ「食育コーナー」 | 継続実施        |            |             |

## 5 食の安全・安心

食の安全安心は、私たちの食生活を支える最も重要な要素の一つです。

滑川市生涯いきいき食育推進計画においては、国や県と連携を図りつつ、以下のような考え方で、食の安全・安心に関わる取り組みを進めます。

### ◆食品の安全性や食に関する情報提供

消費者が食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深め、食を自らの判断で正しく選択するために必要な食に関する幅広い情報を提供します。

### ◆食に関する体験活動等の開催

食に関する理解を深め、不安を軽減することを目的に、市民が生産から消費に至るまでの食に関する体験活動に参加する機会を提供します。

### ◆地産地消の推進

生産者と消費者の信頼関係の構築と、「顔が見える」地場製品の消費を進めることで、食の安心につながるよう、地産地消を推進します。

## 6 重点的に取り組む事業

特に「バランス食である主食・主菜・副菜（汁物）のそろった食事を摂る者」の増加や「地場産食材の利用」の促進を重点的に取り組みます。

### ○コミュニティウェブサイトでのメニュー提案

新たな日常においても食育を着実に実施するとともに、より多くの市民が主体的、効果的に食育を実践できるようウェブサイトを活用する等により、食育を推進することが重要です。

当市において、広報の食育コーナーにてレシピの提供や保育所・学校等の給食だよりを活用しメニューを提案してきましたが、より多くの方に気軽に参考にいただくために、クックパッドを通じてメニューの提案を行います。

#### 【内容】

当市の食育アンケート結果より、バランス食である主食・主菜・副菜（汁物）のそろった食事を摂る者の割合は幼児期から思春期までの全てにおいて低下しています。食べ物は、食品ごとで、体を作るもと、体を動かすエネルギーのもと、体の調子を整える働きがあります。これらの役割を果たすためには、バランスのとれた食事を摂ることが大切です。

そこで、時間のない朝でも簡単にできるメニューをウェブサイトを活用し提供します。更に、朝食メニューだけに留まらず、学校給食の人気メニューや地場産食材を利用したメニュー、郷土料理等も合わせて広く普及します。

また、行政機関だけでなく、市民の方にもメニューを提案してもらい様々な世代の視点を反映させたメニュー掲載を図ります。

#### 【周知方法】

市のホームページ等で周知します。

チラシ等に QR コードを付け、保育所・学校等の保護者へ周知します。

## ○滑川産野菜等の消費拡大と生産促進

滑川市内で生産される農産物やその加工品等を積極的に取り扱うひかる市等の朝市・直売所等3店・8団体を「滑川市地産地消推進の店・団体」として認定していますが、よりいっそう地場産野菜等の消費を拡大するため、新規認定を増やすとともに、ホームページ等で店・団体の活動等をPRします。

### 【内容】

当市の食育アンケート調査結果によると、「富山県産（滑川産）を意識して購入する人の割合」は横ばいで目標（60%以上）を達成していない状況です。

地産地消とは、身近な場所から新鮮で安心・安全な農産物等が得られることだけでなく、生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係づくりを通じた地域の活性化や食料自給率向上が図られ、また、農産物の輸送距離が短くなることによる排気ガス削減につながる環境負荷低減等の様々な効果が期待されています。

一方で、市民からは、「地場産野菜が欲しいけれど、どこで購入できるのか分からない」との声もあります。

そこで、地場産野菜の消費を拡大するため、市広報やホームページ等で、「滑川市地産地消推進の店・団体」を積極的にPRします。

また、将来に渡り継続的な生産を確保するために、県やJA等と連携し、人材の育成に努めるとともに園芸作物生産の促進を図っていきます。

### 【周知方法】

市広報やホームページ等で周知します。

## 7 施策を推進するための指標

施策を推進していくにあたり、成果や達成度を指標により把握できるよう目標値を設定します。現状値は、現在把握している直近実績値とし、令和7年度の目標値は、本市の実情に合わせて設定しています。

### 1 元気な子どもの育成（早寝・早起き・朝ごはんと食習慣の充実）

| 具体的な目標値                          | 現状値<br>(直近実績値) | 目標値<br>(R7年度) |
|----------------------------------|----------------|---------------|
| 主食・主菜・副菜(汁物)のそろったバランスのとれた食事内容の実践 |                |               |
| 乳幼児期                             | 31%            | 50%以上         |
| 学齢期                              | 29%            |               |
| 思春期                              | 27%            |               |
| 家庭における魚(加工品以外)の摂食回数(3日以上/週)      |                |               |
| 小学生                              | 44%            | 50%以上         |
| 中学生                              | 49%            |               |
| 家族全員で夕食を食べる割合                    |                |               |
| 小学生                              | 61%            | 60%以上         |
| 中学生                              | 61%            |               |

### 2 健康で長生きできる人生（食生活改善からの健康寿命延伸）

| 具体的な目標値                                   | 現状値<br>(直近実績値) | 目標値<br>(R7年度) |
|-------------------------------------------|----------------|---------------|
| メタリックシンドロームの該当者割合の減少(国保特定健診結果)            |                |               |
| 男性                                        | 34%            | 32%           |
| 女性                                        | 15%            | 13%           |
| Ⅱ度高血圧者割合の減少(国保特定健診結果)                     |                |               |
| 壮年期～高齢期Ⅱ度<br>(160～179mmHg/100～109mmHg)の割合 | 7%             | 5%            |
| 家庭で食育実践する人の増加                             |                |               |
| 青年期                                       | 58%            | 70%以上         |
| 壮年期                                       | 75%            | 70%以上         |
| 高齢期                                       | 99%            | 100%に近づく      |

### 3 地域の活性化（食を通じた地域交流の促進）

| 具体的な目標値                      | 現状値<br>(直近実績値)    | 目標値<br>(R7年度)      |
|------------------------------|-------------------|--------------------|
| 家庭における地産地消の推進                |                   |                    |
| ひかる市の利用者数の増加                 | 4,965人<br>(R1年度)  | 6,500人             |
| 食品ロス削減事業及び郷土料理普及推進による地域交流の強化 |                   |                    |
| 食品ロス削減事業及び郷土料理普及啓発事業の開催      | 33回<br>(食品ロス削減3回) | 45回<br>(食品ロス削減10回) |
| 学校給食地場産食材使用率の維持向上            |                   |                    |
| 滑川産野菜使用率                     | 63%               | 65%                |

## 8 食育推進関係者の役割

食育を効果的に推進していく上で、市民、関係者及び行政の役割はとても重要になります。それぞれの役割を示し、食育を推進していきます。

### (1)市民の役割

食育の主役は、市民です。子どもから高齢者まで、健康な人も疾病を持つ人も障がいのある人も、すべての市民が食に対する関心を深め、市民一人ひとりが、それぞれの状況に応じた食育活動を実践することが大切です。

また、地域・家庭においては、食卓づくりを女性だけに任せるのではなく、男性や子どもたちが積極的に参加し、「自分で食材を選び調理できる能力」「家族が食卓を囲んだ楽しい食事」「主食、主菜、副菜の揃った食事の普及」「食べ残しや廃棄の減少」「いただきます、ごちそうさまのあいさつによる食事への感謝」「食事マナーの習得」などの食育活動に積極的に取り組み、体の健康だけでなく心の健康や社会性の発達も促すことが求められます。

### (2)地域の役割

児童クラブ・町内会・食生活改善推進協議会やなめりかわ食育サポータの会等のボランティア団体・関係団体等が、学校・行政と連携し、食を通じた交流を図ることで心身ともに健康で豊かな地域づくりにつながるよう様々な機会を通じた食育の普及啓発に努めます。

### (3) 保育所・幼稚園・学校等の役割

保育所、幼稚園、学校等の関係者は、生涯の食習慣の基礎をつくる重要な時期を支えるため、家庭、地域、行政、給食関係者、農産物等の生産者、流通・加工業者など多くの関係者と連携し、さまざまな機会をとらえ、食育を総合的に推進する必要があります。

食育を通じた精神や社会性の発達にも考慮し、望ましい食習慣、食に関する知識の習得、給食や体験活動を通じ、食への興味や理解の促進を図ることで、子どもをはじめ地域・家庭への食育効果が期待されます。



#### (4) 農業・漁業者等の役割

農業・漁業社及び関係団体は、地産地消の実現のため、地元の食材を活かした料理や旬の素材が家庭や学校などに積極的に取り入れられるよう、関係団体と連携し推進することが期待されます。

また、農業・漁業体験活動を通じ、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性を広く市民に周知することで地域に根ざした食育の推進も期待されます。

#### (5) 食品関連事業者等の役割

市民の食生活に一番身近な関係者でもある食品の製造、加工、流通、販売及び食事の提供を行う事業者及び関係団体は、市民が食品購入や外食などの機会における、食の安全性に関する情報の提供、生産者と消費者の距離を近づける努力、ヘルシーメニューの提供など、食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育推進に関する施策や活動に協力することが期待されます。

#### (6) 行政の役割

「滑川市生涯いきいき食育推進計画」に基づき、食育を市民運動として推進するために必要な施策を展開するとともに、円滑な施策の推進を図るため、食育担当課を中心に庁内及び関係機関と連携を図り、食生活や健康づくりの基本である家庭をはじめ、教育関係者、農業・漁業者、食品関連事業者、関係機関・団体、企業などにおける自主的な取り組みを支援します。

また、目標の達成状況を含め、その進捗状況を適切に把握し、広く市民にも明らかにするように努めます。

## 第4章 計画の推進方法

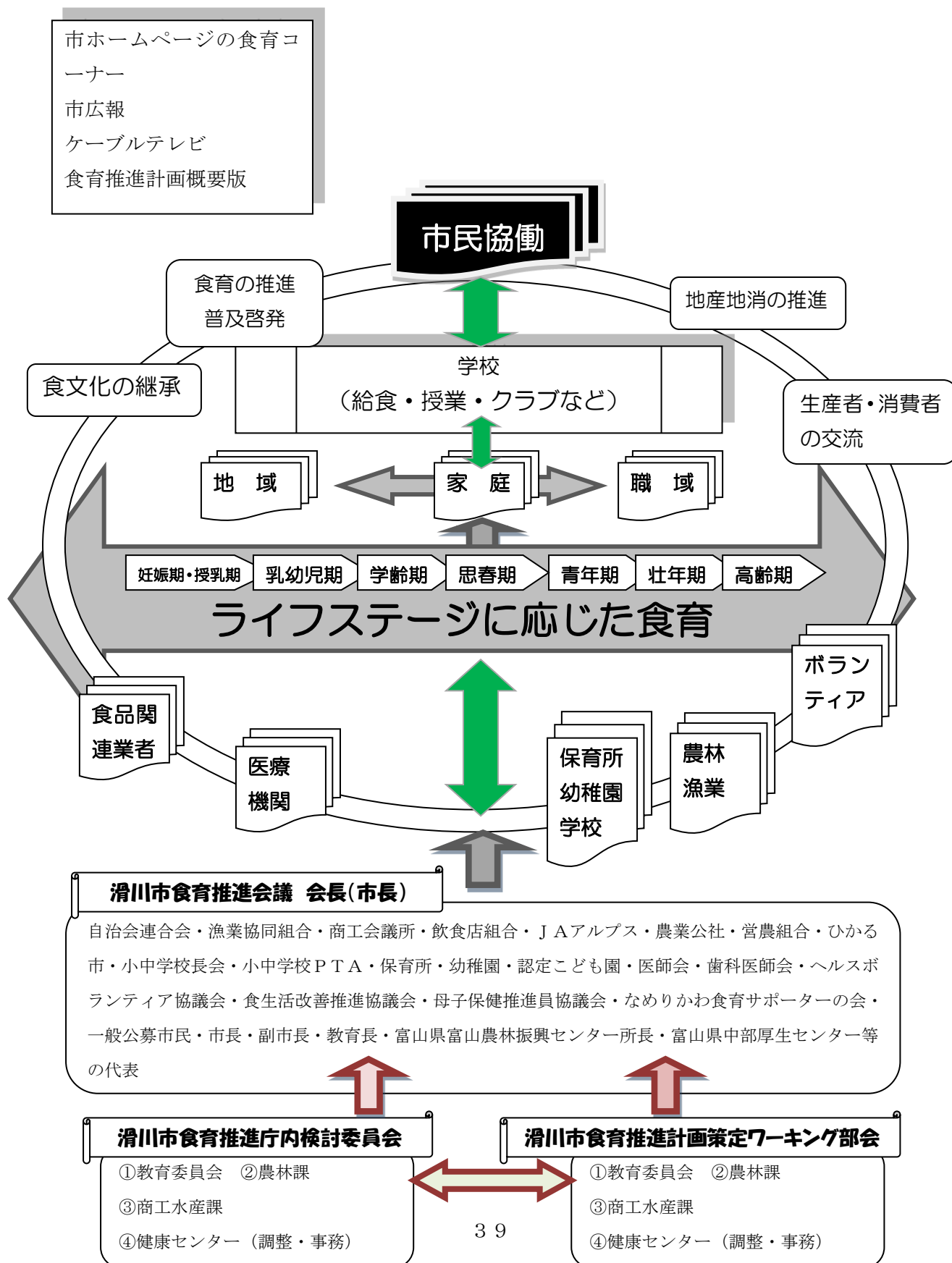
### ・計画の進行管理・評価

計画の進捗状況の評価は、食育の目標の達成状況を客観的に把握・評価するために設けた「数値目標」を用いて行います。食育は保健、農林漁業、保育、学校教育、社会教育、生産者、民間事業者など、さまざまな分野が連携して取り組む必要があります。

庁内関係各課と関係団体が協働で、それぞれの役割を認識し、ネットワーク化を図るため、市民の代表を含む食育推進会議及び、庁内組織である食育推進庁内検討委員会及び、食育推進計画策定ワーキング部会を開催します。

食育に対する意識を高めるため滑川市は富山県と同様に11月を「食育月間」とします。また、国が設定した6月の「食育月間」及び、毎月19日の「食育の日」を「共食の日」としても位置づけ、合わせて普及啓発に取り組み、食育を総合的に進めていきます。

## 滑川市食育推進計画のネットワーク化による食育普及啓発概要図





# 資 料 編

# 目次

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| (資料1) 滑川市食育推進条例             | ・・資1  |
| (資料2) 滑川市食育推進会議委員名簿         | ・・資6  |
| 滑川市食育推進庁内検討委員会名簿            | ・・資7  |
| 滑川市食育推進計画策定ワーキング部会名簿        | ・・資8  |
| (資料3) 計画の策定経過               | ・・資9  |
| (参考資料)                      |       |
| 食育事業における新型コロナウイルス対策の留意点について | ・・資11 |

## 資料1 滑川市食育推進条例

平成 23 年 3 月 31 日条例第 3 号

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

#### 第 2 章 食育推進計画(第 7 条)

#### 第 3 章 基本的施策(第 8 条—第 14 条)

#### 第 4 章 推進体制(第 15 条—第 22 条)

#### 附則

近年、食生活をめぐる環境が大きく変化し、その影響が顕在化しており、栄養の偏りや不規則な食事などによる肥満や生活習慣病の増加、地域の伝統的な食文化の衰退、食の安全性への不安など様々な問題が生じている。

「食」は生きる根源であり、次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。食育基本法では、食育は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置付け、特に子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培うための食習慣づくりに極めて大切であるとされている。

しかしながら、現代の子どもたちの食生活は、朝食の欠食や米を中心とした日本型食事の崩れ、簡便な食事をとる傾向が強まるなど多くの課題がある。

また、食習慣は、子どもたち自身の健康はもとより、親となり子どもを育てる立場になった場合にも、世代を超えて大きく関係するといわれている。

これらの実態を踏まえ、幼児期における食育活動に重点をおき、子どもたちへの食育の啓蒙普及を図ることにより、家庭における正しい食習慣へつなげ、広く市民に普及されるよう食育事業の推進を図ることが重要である。

このため、家庭、保育所、幼稚園、学校、職域、地域など「食」に関わるすべての関係者や団体が連携し、相互理解を深めながら、市民運動として展開していくため、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。）に基づき本市における食育の推進に関する基本理念や施策の基本的事項を定め、市と市民が一体となって食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、将来にわたり健

康でいきいきとした市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を培い、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 食 安全安心な食生活や食材の生産、製造、加工、流通、調理、廃棄に至るまでの広範な事象をいう。
- (3) 地産地消 地元で生産された農林水産物を地元で消費することをいう。
- (4) 事業者 次に掲げる者をいう。

ア 教育関係者等 (教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者並びにそれらの職務に関する関係機関及び関係団体をいう。)

イ 農林漁業者 (農林漁業者並びに農林漁業に関する関係機関及び関係団体をいう。)

ウ 食品関連事業者等 (食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。)

(基本理念)

第3条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するよう、行わなければならない。

- 2 食育の推進に当たっては、市民の食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。
- 3 食育を推進するための活動は、市民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に応じた活動を行わなければならない。
- 4 食育は、家庭において食育が重要な役割を担っていることを認識するとともに、保育所幼稚園、学校等においても、積極的に子どもに対する食育推進のための活動に取り組むこととなるよう、行わなければならない。
- 5 食育は、市民があらゆる機会や場所を利用して、食料の生産から消費に至るまでの食について様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践するよう、行わなければならない。
- 6 食育は、日本の伝統的な食文化や地域の特性を生かした食生活に配慮するとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図りながら、地産地消を推進し、地域の活性化に資するよう、推進しなければならない。
- 7 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることから、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供が、食に関する知識と理解を深め、市民の適切な食生活の実践に資することを旨として、行わなければならない。



い。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、食育の推進に関する総合的な施策を策定し、国や県との連携を図りつつ、これを計画的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、市民に対し食育の推進に関する施策の普及啓発を図り、理解を得るよう努めなければならない。

3 市は、食育の推進に当たっては、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念を理解し、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域その他あらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、市が実施する食育に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念を理解し、自主的かつ積極的に事業活動を通じた食の安全安心及び食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育に関する施策について協力するよう努めるものとする。

## 第2章 食育推進計画

(食育推進計画)

第7条 第15条に定める滑川市食育推進会議は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第18条に基づき、食育推進計画を定めるものとする。

2 食育推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する施策についての基本方針

(2) 食育の目標に関する事項

(3) 市民等が行う自発的な食育推進活動等の促進に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

## 第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第8条 市は、子どもたちが自ら体験できる料理教室や食を楽しむ機会を提供するなど、子どもたちが食育に対する関心や理解を深め、その発信源となり、家庭においても親子で実践できるよう必要な施策を講ずるものとする。また、妊産婦や乳幼児の発達段階に応じた栄養指導など適切な栄養に関する知識の普及、情報の提供等により正しい食習慣の確立がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、壮年期、高齢期の人たちが健康で長生きできるよう、年齢に応じた栄養指導や生活習慣病を予防するための料理教室などを通じ、家庭において正しい食習慣が実践され

るよう必要な施策を講ずるものとする。

- 3 市は、病後の人やその家族に対して、再発や二次障害を予防するため、病態に応じた食生活が家庭で行えるよう支援するものとする。

(保育所、幼稚園、学校等における食育の推進)

第9条 市は、保育所、幼稚園、学校等における効果的な食育の推進を図るため、食育に関する指導体制や指導内容を充実させ、学校給食等においてその活用がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。また、教育の一環として、食料の生産から消費に至るまでの様々な体験活動を積極的に行う施策を講ずるものとする。

- 2 市は、小学校、中学校の各教科で食育を学べるよう支援するものとする。

(地域、職域等における食育の推進)

第10条 市は、地域や職場において食生活の改善を促進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、食育の知識を有するボランティアの養成及び育成を行ない、関係機関等との連携による食育の普及や啓発活動の推進がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進)

第11条 市は、生産者と消費者との交流の促進により、両者の信頼関係が構築するよう支援し、消費者が生産者に対する感謝の念や理解を深めつつ、調和のとれた食料の生産や消費が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第12条 市は、市内で生産された安心かつ安全な農林水産物が学校給食に利用されるよう推進するとともに、市民にも積極的に消費されるよう農林水産物の生産力向上を図るなど必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第13条 市は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第14条 市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見交換等により、食育の普及啓発に努めるものとする。

#### 第4章 推進体制

(推進会議)

第15条 市は、法第33条第1項の規定に基づき、滑川市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第16条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市の食育推進計画を策定し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、関連する施

策の実施を推進すること。

(組織)

第 17 条 推進会議は、会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

(会長)

第 18 条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第 19 条 委員は、学識経験を有する者及び市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 20 条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 21 条 推進会議の庶務は、市民健康センターにおいて処理する。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料2 滑川市食育推進会議委員名簿

令和2年度

|    | 組 織          | 所 属 ・ 役 職                  | 氏 名    |
|----|--------------|----------------------------|--------|
| 1  | 関係機関・団体      | 滑川市自治会連合会副会長<br>(保健衛生担当代表) | 吉田 裕造  |
| 2  |              | 滑川漁業協同組合参与                 | 児島 正   |
| 3  |              | 滑川商工会議所専務理事                | 杉田 隆之  |
| 4  |              | 滑川市飲食店組合代表                 | 松村 清彦  |
| 5  |              | J Aアルプス経済部生活総合課長           | 細川 由美  |
| 6  |              | 滑川市農業公社事務局長                | 成瀬 久之  |
| 7  |              | 滑川市営農組合連絡協議会長              | 石倉 猛   |
| 8  |              | 滑川ひかる市運営協議会長               | 岡本 清信  |
| 9  |              | J Aアルプス女性部滑川地区部長           | 吉森 厚子  |
| 10 | 教育（保育）<br>関係 | 滑川市小学校長会長                  | 上島 陽一郎 |
| 11 |              | 滑川市中学校長会長                  | 東城 浩一  |
| 12 |              | 滑川市小中学校PTA連合会長             | 山口 一太郎 |
| 13 |              | 滑川市幼稚園代表（同朋幼稚園長）           | 蛭川 徳子  |
| 14 |              | 滑川市保育士会長                   | 木戸 良枝  |
| 15 | 医療機関         | 滑川市医師会代表                   | 車谷 亮   |
| 16 |              | 滑川市歯科医師会長                  | 辻 貴史   |
| 17 | ボランティア<br>団体 | 滑川市ヘルスボランティア協議会長           | 松本 久美子 |
| 18 |              | 滑川市食生活改善推進協議会長             | 山岸 玲子  |
| 19 |              | 滑川市母子保健推進員協議会長             | 野尻 紀子  |
| 20 | 一般公募         | 公募委員                       | 荒木 清文  |
| 21 |              | 公募委員                       | 笠置 百子  |
| 22 | 市役所          | 市長（滑川市食育推進会議会長）            | 上田 昌孝  |
| 23 |              | 副市長                        | 石川 忠志  |
| 24 |              | 教育長                        | 伊東 眞   |
| 25 | 参与           | 富山県富山農林振興センター所長            | 南 理    |
| 26 |              | 富山県中部厚生センター所長              | 長瀬 博文  |

滑川市食育推進庁内検討委員会名簿(令和2年度)

|    | 組 織     | 所属・役職       | 氏 名                                   |
|----|---------|-------------|---------------------------------------|
| 1  | 市役所関係   | 副市長         | 石川 忠志                                 |
| 2  |         | 産業民生部長      | 網谷 卓朗                                 |
| 3  |         | 産業民生部理事     | 藤田 博明                                 |
| 4  |         | 市民課長        | 石川 久勝                                 |
| 5  |         | 農林課長        | 黒川 茂樹                                 |
| 6  |         | 商工水産課長      | 長崎 一敬                                 |
| 7  | 教育委員会関係 | 教育委員会事務局長   | 上田 博之                                 |
| 8  |         | 学務課長        | 広田 積芳                                 |
| 9  |         | 生涯学習課長      | 地崎 紀子                                 |
| 10 |         | 子ども課長       | 落合 真理子                                |
| 11 |         | 教育センター所長    | 平田 均                                  |
| 12 |         | 学校給食共同調理場   | 下野 宏一                                 |
| 13 |         | 〃 栄養教諭      | 浜谷 美智代                                |
| 14 |         | 児童館長        | 砂田 志賀子                                |
| 15 |         | 子育て支援センター所長 | 廣田 孝二                                 |
| 16 | 事務局     | 市民健康センター所長  | 結城 幹子                                 |
| 17 |         | 〃 主幹        | 濱松 秀子                                 |
| 18 |         | 〃 管理栄養士     | 竹山 由佳子 (R2.4～10月)<br>渡辺 さや香 (R2.11月～) |
| 19 |         | 〃 栄養士       | 鍛冶田 晴美                                |

滑川市食育推進計画策定ワーキング部会名簿（令和２年度）

|    | 組 織   | 所 属 ・ 役 職        | 氏 名     |
|----|-------|------------------|---------|
| 1  | 公募市民  | 公募委員             | 荒木 清文   |
| 2  |       | 公募委員             | 笠置 百子   |
| 3  | 市役所関係 | 農林課主事            | 青木 美里   |
| 4  |       | 商工水産課主事          | 泉 宏明    |
| 5  | 教育委員会 | 教育センター所長代理       | 飛弾 直樹   |
| 6  |       | 生涯学習課主任          | 山崎 弘樹   |
| 7  |       | 学校給食調理場（栄養教諭）    | 浜谷 美智代  |
| 8  |       | 〃 （調理員）          | 池田 亜由美  |
| 9  |       | 児童館職員            | 佐々木 まどか |
| 10 |       | 子育て支援センター（保育士）   | 浜浦 紗耶可  |
| 11 |       | 子ども課主任           | 神田 敦子   |
| 12 |       | 保育所調理員代表（あずま保育所） | 若栗 三津子  |
| 13 | 事務局   | 市民健康センター所長       | 結城 幹子   |
| 14 |       | 〃 管理栄養士          | 渡辺 さや香  |
| 15 |       | 〃 栄養士            | 鍛冶田 晴美  |

資料3 計画の策定経過

| 年月日            | 実施会合等                                                | 内 容                                                                                      |
|----------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年<br>5月29日  | 第1回滑川市食育推進庁内検討委員会                                    | ・各部署の食育推進における課題と今後の取り組みについて                                                              |
| 9月28日          | 第1回滑川市食育推進会議                                         | ・実態把握結果からの課題抽出とその対策検討<br>・第3次滑川市生涯いきいき食育推進計画策定の方向性と骨子案について                               |
| 12月1日          | 第1回第3次滑川市食育推進計画策定ワーキング部会                             | ・実態把握結果について<br>・第3次滑川市生涯いきいき食育推進計画の施策を推進するための指標                                          |
| 12月9日          | 第2回滑川市食育推進庁内検討委員会                                    | ・実態把握からの課題に対しての施策を推進するための指標について<br>・各課における現状と課題について<br>・第3次滑川市生涯いきいき食育推進計画への具体的な取り組みについて |
| 12月～<br>令和3年1月 | 食育関係部署の素案の提出、相互に連絡しながら事務局で調整し、第3次滑川市生涯いきいき食育推進計画素案作成 | ・実態把握からの課題と対策についての検討                                                                     |
| 令和3年<br>1月26日  | 第3回滑川市食育推進庁内検討委員会                                    | ・第3次滑川市生涯いきいき食育推進計画素案についての協議                                                             |
| 2月10日          | 第2回滑川市食育推進会議                                         | ・第3次滑川市生涯いきいき食育推進計画素案について協議<br>・計画案数値目標について                                              |

| 年月日                   | 実 施 会 合 等                                  | 内 容                                                 |
|-----------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 2 月 10 日～             | 素案の最終調整                                    |                                                     |
| 2 月 25 日～<br>3 月 24 日 | パブリックコメント実施                                | 滑川市ホームページへの掲載<br>市役所、市民健康センター<br>各地区公民館<br>意見提出 0 件 |
| 6 月                   | 滑川市食育推進計画公表                                | 滑川市食育推進会議委員、<br>食育関係団体、関係機関等に<br>配布                 |
| 6 月                   | 市広報 6 月号に第 3 次滑川市<br>生涯いきいき食育推進計画概<br>要を掲載 | 市内全戸配布                                              |



令和2年7月1日  
滑川市食育推進庁内検討委員会

### 食育事業における新型コロナウイルス対策の留意点について

食育関係の調理・飲食を伴う事業については、以下の留意点を参考に適切な感染防止対策を講じて開催してください。

#### 1 事業実施者における対策

- ① 参加者を募集する際には、会場の収容可能人数の半分程度を目安とする。
- ② 参加者の氏名、住所、連絡先の情報を記録しておくこと。
- ③ 事業の前後には、会場の消毒作業(清拭)を行う。
- ④ 会場の出入り口に手指消毒剤を設置する。
- ⑤ 従事者は、体調管理・マスク着用・手洗い・手指消毒を徹底する。
- ⑥ 食品衛生に十分留意した実習ができるよう必要な調理器具・使い捨て手袋等を準備する。
- ⑦ 事業開催中は換気を行う。可能であれば常時通風状態で開催するか、または2か所以上の出入り口・窓を開け、1時間に一度以上換気に努める。
- ⑧ 調理した料理を試食する際は、密集・密接を避けたテーブル・座席の配置をする。  
隣席との間隔は1m以上を目安とし、対面とならないよう配置する。
- ⑨ 事業全体の開催時間をなるべく短くするよう、実習内容や手順を工夫する。

#### 2 参加者の協力依頼

- ① 会場来所時に検温の実施をお願いする。
- ② 参加者本人及び同居家族に発熱・咳などの風邪症状がある場合は参加を見合わせる。
- ③ マスクを着用して来場し、到着時には手指消毒を行う。調理開始前に手洗いをして、再度手指消毒を行う。
- ④ 食品衛生に十分留意し調理実習を行う。
- ⑤ 試食時以外はマスクを着用する。
- ⑥ 調理実習中及び試食中の会話はなるべく控える。
- ⑦ 事業参加後一週間以内に発熱等の体調不良が発生した場合は、事業実施者へ連絡をする。

# 滑川市生涯いきいき食育推進計画

(令和3年6月)

作成・発行

## 滑川市食育推進会議

事務局

滑川市産業民生部市民課滑川市民健康センター

〒936-0056 富山県滑川市田中新町 127 番地

TEL (076) 475-8011